

環境対応住宅普及促進対策費補助金交付要綱（案）

（通則）

第 1 条 環境対応住宅普及促進対策費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び国土交通省所管補助金交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「補助金交付規則」という。）その他の法令の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、国土交通省、経済産業省及び環境省が連携して、環境対応住宅普及促進基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、省エネ性能の高い住宅（以下「環境対応住宅」という。）の新築又は環境対応住宅とするための改修に対しエコポイントを付与する等の事業を行うことにより、環境対応住宅の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的とする。

（交付先）

第 3 条 この補助金は、国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣が非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2）に該当する一般社団法人・一般財団法人その他の非営利法人（この補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象）

第 4 条 この補助金は、前条の非営利法人が、国土交通省、経済産業省及び環境省が別途定める「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める事業を実施するための基金を造成する事業（以下「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。

（交付額）

第 5 条 この補助金の交付額は、定額とする。

（申請手続）

第 6 条 この補助金の申請は、交付申請書（様式第 1 号）を別途定める日までに国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第 7 条 この補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第 2 号）を速やかに国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

（交付の決定までの標準的期間及び通知）

第 8 条 国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、交付申請書（変更交付申請書を含む。）が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定（変更の決定を含む。）を行い、交付決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 基金により行う実施要領第4に定める「エコポイント活用による環境対応住宅普及促進事業」(以下「住宅版エコポイント事業」という。)が適正かつ円滑に実施されるよう、委託先事業者を十分に指導監督しなければならない。
- (4) 交付対象事業の遂行及び支出状況並びに住宅版エコポイント事業について国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に定期報告(9月末日及び3月末日時点)を行わなければならない。
- (5) 交付対象事業の遂行及び支出状況並びに住宅版エコポイント事業について国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣から報告を求められた場合には、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。
- (6) 交付対象事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書(様式第4号)を作成し、これを交付対象事業の完了した日(交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(実績報告)

第10条 この補助金の実績報告は、交付対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日(交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は交付対象事業が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書(様式第5号)を国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第11条 国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(是正のための措置)

第12条 国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、交付対象事業、基金の管理又は住宅版エコポイント事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、補助金交付規則その他の法令若しくは

本要綱又はこれらに基づく国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を実施要領に定める事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、交付対象事業又は基金の管理運営に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

四 補助事業者が、住宅版エコポイント事業の指導監督を十分に行わない場合

五 前四号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 特別の事情により、第6条、第7条及び第10条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

様式第1号

番
平成 年 月 号
日

国土交通大臣 殿
経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 名
印

平成21年度環境対応住宅普及促進対策費補助金の交付申請について

標記について、次のとおり申請する。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 定款又は寄付行為（写）
 - (2) 直近3年間の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）
 - (3) 基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした書類

国土交通大臣 殿
経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 名
印

平成21年度環境対応住宅普及促進対策費補助金の変更交付申請について

平成 年 月付〇〇発第 号をもって交付の決定を受けた平成21年度
環境対応住宅普及促進対策費補助金について、次のとおり変更したいので申請する。

1 補助金 追加交付 申請額 金 円
一部取消
(変更後交付申請額 金 円)

2 変更を受けようとする理由

3 添付書類
基金管理状況を示した書類

平成21年度環境対応住宅普及促進対策費補助金交付決定通知書

法人代表者 殿

平成 年 月 日付第 号で申請のあった平成21年度環境対応住宅普及促進対策費補助金交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

〇〇大臣 印

1. 補助金の対象となる事業（以下「事業」という。）は、環境対応住宅普及促進対策費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に規定する事業である。
2. 補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

補助金の額 金 円

3. この補助金は、交付要綱第9条に掲げる事項を条件として交付するものである。
4. 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。
5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

様式第 4 号

平成 2 1 年度環境対応住宅普及促進対策費補助金交付調書

法人名 _____
(単位：円)

国		法人								備考
算出予算科目	交付決定額	歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額	

(注 1) 「法人」欄の「科目」欄は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

(注 2) 「予算現額」欄は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

(注 3) 「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

様式第 5 号

番 号
平成 年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿
環 境 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 名 印

平成 21 年度 環境対応住宅普及促進対策費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日付〇〇〇発第 号をもって交付の決定を受けた平成 21 年度環境対応住宅普及促進対策費補助金交付金に係る事業の実績について、次のとおり報告する。

1. 交付金精算額 金 円

A 交付決定額		円
B 交付受入済額		円
C 差引過不足額 (A - B)		円

2. 添付書類
基金の払込み・保有の状況が分かる書類